

平成 2 8 年度

食品廃棄物等の発生抑制及び

再生利用の促進の取組に係る実態調査<sup>1</sup>

報告書

平成 2 9 年 3 月

---

<sup>1</sup> 「平成 28 年度食品循環資源の再生利用等の促進に関する実施状況調査等業務報告書」（環境省請負調査）の一部において実施されたもの。

市町村における食品循環資源の再生利用等の取組に係る実態調査及び取組拡大へのとりまとめ

平成 27 年 7 月末に新たな食品リサイクル法基本方針を含めた食品リサイクル法関係省令・告示が公表された。その中で、市区町村は、食品循環資源の再生利用等や家庭から発生する食品廃棄物の発生の抑制及び食品循環資源の再生利用等について、地域の実情に応じて促進されるよう、必要な措置を講ずるよう努めるものとされており、官民をあげた食品ロス削減の推進や再生利用事業計画認定制度等の推進、国と地方公共団体との連携を通じた食品循環資源の再生利用等の取組の推進等を行うこととされている。

また、平成 28 年 1 月 21 日公表された「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」において、市町村における家庭系食品ロスの発生状況の把握を進める目標値が定められた。

これらを踏まえ、市町村における家庭系の食品廃棄物及び食品ロスの発生量を含めた食品循環資源の再生利用等（発生抑制及び減量並びに再生利用及び熱回収）の実施状況に関する実態調査を行った。

1. アンケート調査

1.1 調査対象

家庭から発生した食品廃棄物・食品ロスの発生量及び処理状況、食品廃棄物・食品ロスの発生抑制や再生利用に関する取組の実施状況等を把握するため、全市区町村に対してアンケート調査を実施した。

1.2 調査項目

アンケート調査では、環境省ご担当者と協議のもと、以下の項目について調査を行った。

表 1 市町村アンケートの調査項目

| 調査項目            |                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|-----------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 食品廃棄物・食品ロスの発生状況 | <div>➤ 食品廃棄物の収集方法</div> <div>➤ 家庭から排出された食品廃棄物の量の把握又は推計の有無</div> <div>➤ 家庭から排出された食品廃棄物の量とその計算方法</div> <div>➤ 組成調査の実施方法</div> <div>➤ 家庭から排出された食品ロス量の調査の実施の有無</div> <div>➤ 家庭から排出された食品ロス量の調査の実施方法及び結果</div> <div>➤ 家庭から排出された食品ロス量の推計の実施の有無</div> <div>➤ 家庭から排出された食品ロス量とその計算方法</div> |

### 1.3 調査方法

アンケート調査は、環境省から都道府県を通じて各市区町村に対し、メール発送及び電子調査票により実施した。調査期間は、2016 年 12 月 28 日から 2017 年 1 月 27 日とし、市区町村からの回答を都道府県で回収・集計した後、環境省を通じてメールにて調査票の回収を行った。

### 1.4 回収結果

2017 年 3 月 3 日までの総回答数は「1,603」件であった、このうち各市区町村からの回答数は「1,599 件」で、回収率は 92%となった。なお、回答対象としていない一部事務組合からの回答は「4」件であった（一部事務組合からの回答のうち、構成市町村すべてが回答していたのは 3 件）。各都道府県における回収結果を下表に示す。

表 2 回収結果（都道府県別）

|         |      | 自治体数 | 回答数  | 未回答数 | 割合     |
|---------|------|------|------|------|--------|
| 北海道地方   | 北海道  | 179  | 115  | 64   | 64.2%  |
| 東北地方    | 青森県  | 40   | 40   | 0    | 100.0% |
|         | 岩手県  | 33   | 33   | 0    | 100.0% |
|         | 宮城県  | 35   | 35   | 0    | 100.0% |
|         | 秋田県  | 25   | 14   | 11   | 56.0%  |
|         | 山形県  | 35   | 35   | 0    | 100.0% |
|         | 福島県  | 59   | 52   | 7    | 88.1%  |
| 関東地方    | 茨城県  | 44   | 38   | 6    | 86.4%  |
|         | 栃木県  | 25   | 25   | 0    | 100.0% |
|         | 群馬県  | 35   | 30   | 5    | 85.7%  |
|         | 埼玉県  | 63   | 61   | 2    | 96.8%  |
|         | 千葉県  | 54   | 54   | 0    | 100.0% |
|         | 東京都  | 62   | 59   | 3    | 95.2%  |
|         | 神奈川県 | 33   | 33   | 0    | 100.0% |
| 中部地方    | 新潟県  | 30   | 30   | 0    | 100.0% |
|         | 富山県  | 15   | 15   | 0    | 100.0% |
|         | 石川県  | 19   | 19   | 0    | 100.0% |
|         | 福井県  | 17   | 17   | 0    | 100.0% |
|         | 山梨県  | 27   | 27   | 0    | 100.0% |
|         | 長野県  | 77   | 76   | 1    | 98.7%  |
|         | 岐阜県  | 42   | 42   | 0    | 100.0% |
|         | 静岡県  | 35   | 35   | 0    | 100.0% |
|         | 愛知県  | 54   | 54   | 0    | 100.0% |
|         | 三重県  | 29   | 29   | 0    | 100.0% |
| 近畿地方    | 滋賀県  | 19   | 14   | 5    | 73.7%  |
|         | 京都府  | 26   | 24   | 2    | 92.3%  |
|         | 大阪府  | 43   | 43   | 0    | 100.0% |
|         | 兵庫県  | 41   | 41   | 0    | 100.0% |
|         | 奈良県  | 39   | 38   | 1    | 97.4%  |
|         | 和歌山県 | 30   | 30   | 0    | 100.0% |
|         | 鳥取県  | 19   | 19   | 0    | 100.0% |
| 中国地方    | 島根県  | 19   | 19   | 0    | 100.0% |
|         | 岡山県  | 27   | 22   | 5    | 81.5%  |
|         | 広島県  | 23   | 21   | 2    | 91.3%  |
|         | 山口県  | 19   | 19   | 0    | 100.0% |
|         | 徳島県  | 24   | 24   | 0    | 100.0% |
| 四国地方    | 香川県  | 17   | 16   | 1    | 94.1%  |
|         | 愛媛県  | 20   | 20   | 0    | 100.0% |
|         | 高知県  | 34   | 18   | 16   | 52.9%  |
|         | 福岡県  | 60   | 60   | 0    | 100.0% |
| 九州・沖縄地方 | 佐賀県  | 20   | 19   | 1    | 95.0%  |
|         | 長崎県  | 21   | 21   | 0    | 100.0% |
|         | 熊本県  | 45   | 44   | 1    | 97.8%  |
|         | 大分県  | 18   | 18   | 0    | 100.0% |
|         | 宮崎県  | 26   | 26   | 0    | 100.0% |
|         | 鹿児島県 | 43   | 43   | 0    | 100.0% |
|         | 沖縄県  | 41   | 32   | 9    | 78.0%  |
| 全体      |      | 1741 | 1599 | 142  | 91.8%  |

## 2 集計結果

2017年3月3日までに回収した調査票 1,599 件（一部事務組合を除く）の、調査項目ごとの集計結果は以下のとおりである。

### (1) 食品廃棄物・食品ロスの発生状況

#### 1) 食品廃棄物の収集方法

家庭から排出される食品廃棄物の収集方法についてお伺いしたところ、「市区町村全域で、家庭から排出される食品廃棄物を他の可燃ごみ等と分別し、収集を行っている」、「市区町村の一部地域で家庭から排出される食品廃棄物を他の可燃ごみ等と分別し、収集を行っている」が、それぞれ 112 件（7.0%）、114 件（7.1%）であり、分別収集を行っている市区町村は全体の 14.1%であった。

昨年度調査（H27 年度調査）で分別収集を実施していると回答した市区町村は 240 件（全域で実施が 137 件、一部地域でのみ実施が 103 件）であったため、一部地域で分別収集を実施している市区町村が増加した一方、市町村全域で分別収集を実施している市区町村は減少している（昨年度調査の集計対象は、1,497 市区町村）。

地域別にみると、北海道地方では 4 割程度が市区町村全域での分別収集を実施しており、地域により今年度調査の回収率に差があることを考慮しても、分別収集が進んでいる状況であった。その他の回答としては、「コンポストや生ゴミ処理機で自家処理をしている」などが挙げられた。

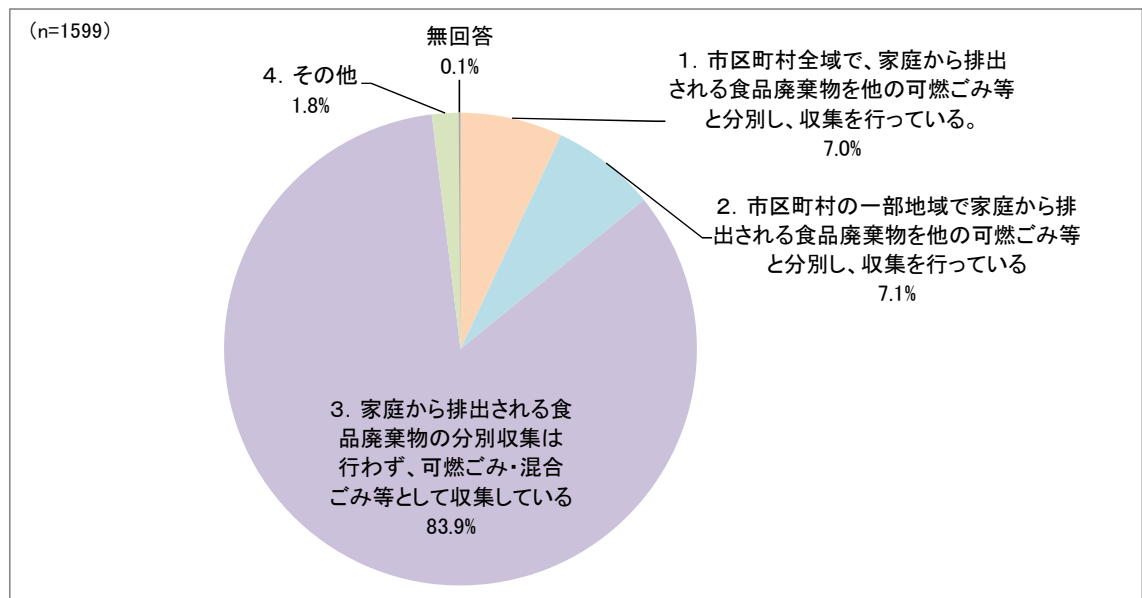


図 1 家庭から排出される食品廃棄物の収集方法

表 3 家庭から排出される食品廃棄物の収集方法

|                                                  | 件数    | 割合     |
|--------------------------------------------------|-------|--------|
| 1. 市区町村全域で、家庭から排出される食品廃棄物を他の可燃ごみ等と分別し、収集を行っている。  | 112   | 7.0%   |
| 2. 市区町村の一部地域で家庭から排出される食品廃棄物を他の可燃ごみ等と分別し、収集を行っている | 114   | 7.1%   |
| 3. 家庭から排出される食品廃棄物の分別収集は行わず、可燃ごみ・混合ごみ等として収集している   | 1,342 | 83.9%  |
| 4. その他                                           | 29    | 1.8%   |
| 無回答                                              | 2     | 0.1%   |
| 合計                                               | 1,599 | 100.0% |

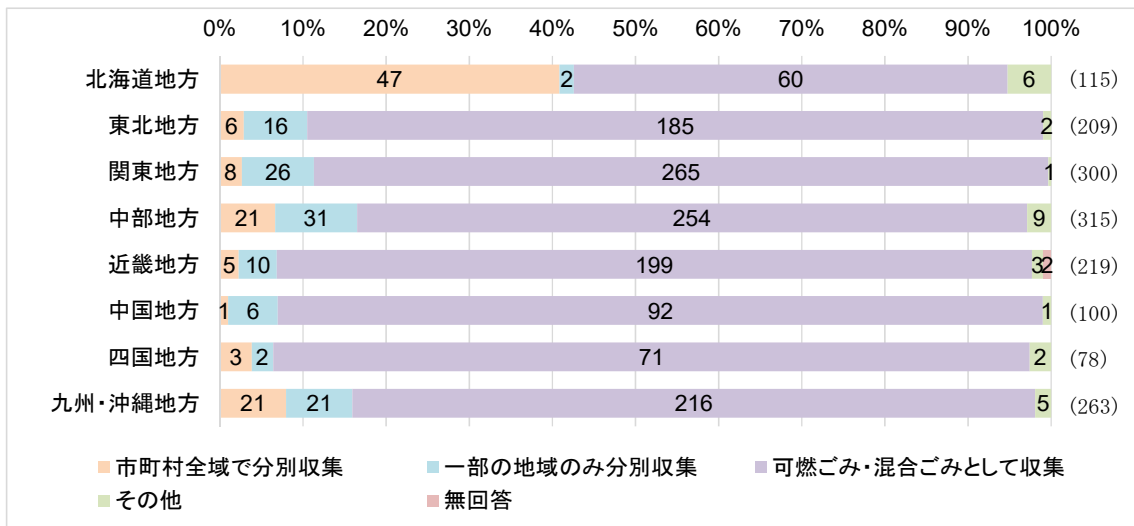


図 2 家庭から排出される食品廃棄物の収集方法（地域別）

## 2) 家庭から排出された食品廃棄物の量の把握又は推計の有無

家庭から排出される食品廃棄物の発生量の把握又は推計の状況については、「把握又は推計している」が 360 件（22.5%）であった。

地域別にみると、こちらも地域により今年度調査の回収率に差があるものの、北海道地方で半数程度の市区町村で食品廃棄物の量を把握しており、関東地方、中部地方でも 2 割以上の市区町村で把握していた。

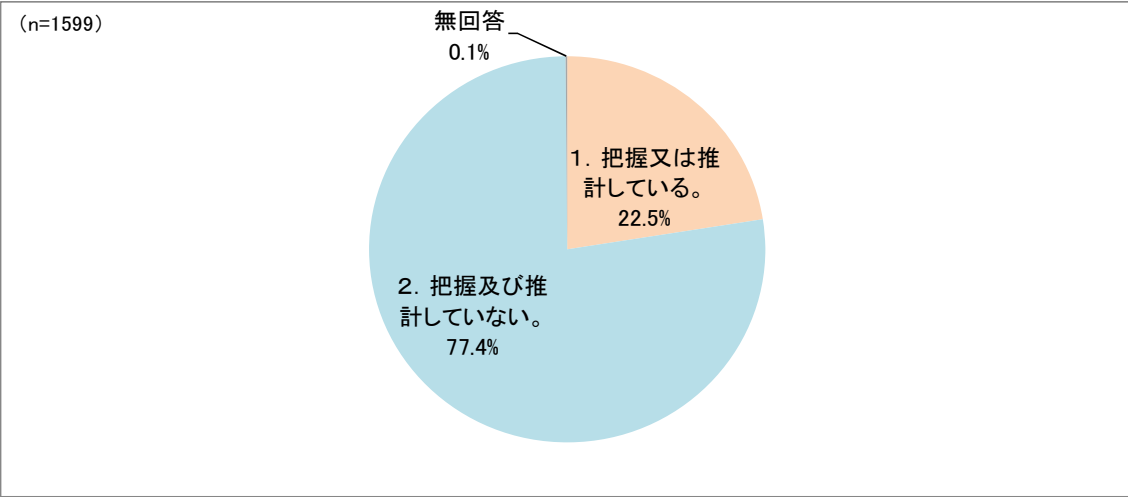


図 3 家庭から排出される食品廃棄物の量の把握又は推計状況

表 4 家庭から排出される食品廃棄物の量の把握又は推計状況

|                 | 件数     | 割合      |
|-----------------|--------|---------|
| 1. 把握又は推計している。  | 360    | 22. 5%  |
| 2. 把握及び推計していない。 | 1, 237 | 77. 4%  |
| 無回答             | 2      | 0. 1%   |
| 合計              | 1, 599 | 100. 0% |

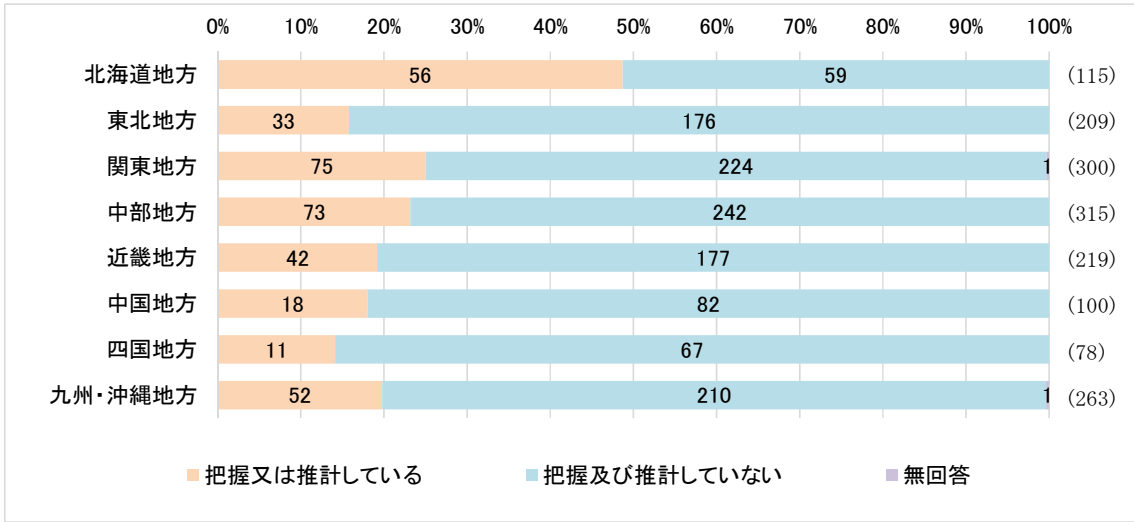


図 4 家庭から排出される食品廃棄物の収集方法（地域別）

### 3) 家庭から排出された食品廃棄物の量とその計算方法

2)で家庭から排出される食品廃棄物の量を把握又は推計していると回答した 360 市区町村に対し、食品廃棄物の発生量や食品廃棄物の発生量の計算方法についてお伺いしたところ、食品廃棄物の発生量合計は、約 368 万 t であった<sup>2</sup>。

また、食品廃棄物の量の計算方法としては、「組成調査のデータをもとに推計」が 240 件 (66.7%) と最も多く、次いで「市区町村全域で、家庭から排出される食品廃棄物の分別収集を行っているため、そのデータをもとに値を記載」が 72 件 (20.0%) であった。「その他」の回答 (23 件 (6.4%) ) としては、「別途実施しているアンケート調査の結果から推計」や「類似自治体の過去の組成調査結果から推計」などが挙げられた。

2 番目に多い「分別収集の結果の活用」について、全域で分別収集を実施している市区町村の約 9 割が分別収集の結果をもとに推計しているのに対して、一部地域で分別収集を実施している約 6 割は、分別収集の結果以外から食品廃棄物量の推計を実施していた。

これは、市区町村全域で分別収集を実施していない場合、食品廃棄物量の推計が困難であることが一因であると推察できる。

なお、「把握及び推計していない。」と回答している市区町村の中には、1)において、「市区町村全域で分別収集を行っている」と回答した市区町村のうち約 3 割 (38 市区町村) が、また、「市区町村の一部地域で分別収集を行っている」と回答した市区町村の過半数 (61 市区町村) が含まれていた

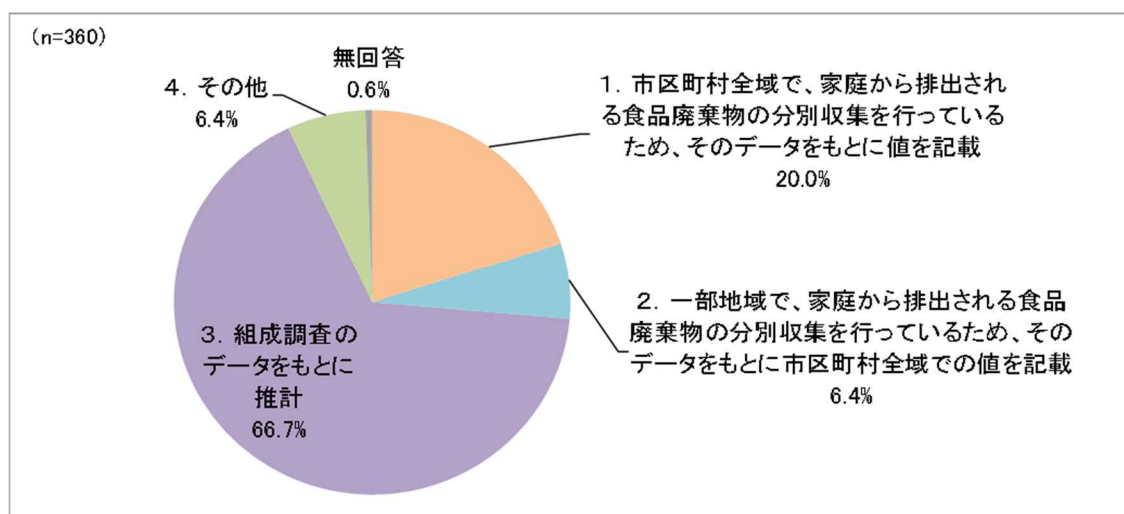


図 5 家庭から排出された食品廃棄物の量とその計算方法

<sup>2</sup> 後段で食品廃棄物量の全国推計を行う際は、拡大推計を行う際のデータとして適切か否かの精査を行っているため、一部の市町村の回答は用いていない。



表 5 家庭から排出された食品廃棄物の量とその計算方法

|                                                            | 件数  | 割合     |
|------------------------------------------------------------|-----|--------|
| 1. 市区町村全域で、家庭から排出される食品廃棄物の分別収集を行っているため、そのデータをもとに値を記載       | 72  | 20.0%  |
| 2. 一部地域で、家庭から排出される食品廃棄物の分別収集を行っているため、そのデータをもとに市区町村全域での値を記載 | 23  | 6.4%   |
| 3. 組成調査のデータをもとに推計                                          | 240 | 66.7%  |
| 4. その他                                                     | 23  | 6.4%   |
| 無回答                                                        | 2   | 0.6%   |
| 合計                                                         | 360 | 100.0% |

表 6 家庭から排出された食品廃棄物の収集方法と食品廃棄物量の計算方法

| 食品廃棄物収集方法/食品廃棄物の量の把握と方法 | 把握又は推計している。 |              |                |     |     | 把握及び推計していない。 | 無回答 | 合計    |
|-------------------------|-------------|--------------|----------------|-----|-----|--------------|-----|-------|
|                         | 全域のデータより記載  | 一部地域のデータより記載 | 組成調査のデータをもとに推計 | その他 | 無回答 |              |     |       |
| 全域分別収集                  | 70          | 0            | 4              | 0   | 0   | 38           | 0   | 112   |
| 一部地域で分別収集               | 1           | 22           | 16             | 14  | 0   | 61           | 0   | 114   |
| 混合収集                    | 0           | 0            | 215            | 6   | 2   | 1,117        | 2   | 1342  |
| その他                     | 1           | 1            | 5              | 3   | 0   | 19           | 0   | 29    |
| 無回答                     | 0           | 2            | 0              | 0   | 0   | 2            | 2   | 6     |
| 合計                      | 72          | 25           | 240            | 23  | 2   | 1,237        | 0   | 1,599 |

4) 組成調査の実施方法

3)で組成調査をもとに食品廃棄物の量を推計したと回答した 240 市区町村に対し、組成調査における調査対象や調査方法等についてお伺いした。

組成調査の対象としては、「家庭系ごみのみで組成調査を実施している」が 154 件(64.2%)と最も多く、次いで「家庭系ごみと事業系ごみを分けずにまとめて組成調査を実施している」が 83 件 (34.6%) であった。その他の回答としては、「集積所・保管場所等に排出されるごみを基に調査を実施」が挙げられた。

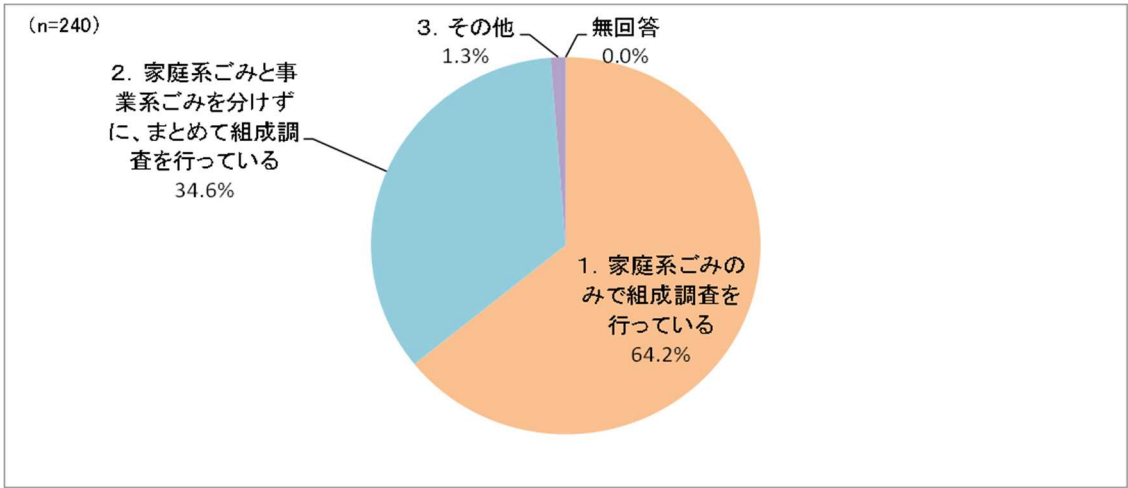


図 6 組成調査の調査対象（家庭系・事業系別）

表 7 組成調査の調査対象（家庭系・事業系別）

|                                    | 件数  | 割合      |
|------------------------------------|-----|---------|
| 1. 家庭系ごみのみで組成調査を行っている              | 154 | 64. 2%  |
| 2. 家庭系ごみと事業系ごみを分けずに、まとめて組成調査を行っている | 83  | 34. 6%  |
| 3. その他                             | 3   | 1. 3%   |
| 無回答                                | 0   | 0. 0%   |
| 合計                                 | 240 | 100. 0% |

また、組成調査の対象とする収集区分としては、「可燃ごみ」を対象としている市区町村が 232 件 (96.3%) と最も多く、9 割以上を占めた。次いで、不燃ごみや資源ごみであった。

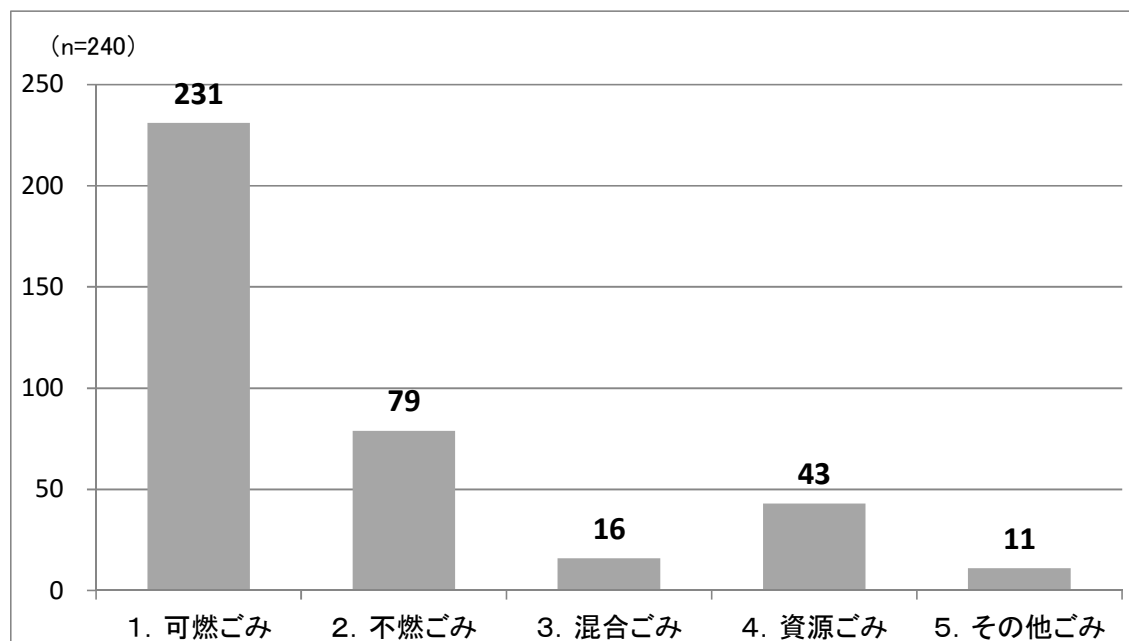


図 7 組成調査の調査対象（収集区分）

表 8 組成調査の調査対象（収集区分）

|          | 件数  | 割合     |
|----------|-----|--------|
| 1. 可燃ごみ  | 231 | 96.3%  |
| 2. 不燃ごみ  | 79  | 32.9%  |
| 3. 混合ごみ  | 16  | 6.7%   |
| 4. 資源ごみ  | 43  | 17.9%  |
| 5. その他ごみ | 11  | 4.6%   |
| 合計       | 240 | 100.0% |

※複数選択回答のため、選択した回答数の合計が回答市町村数と一致しない。

組成調査の調査方法としては、「収集したごみを開封して調査している」が 195 件（81.3%）と最も多く、「調査対象者からの自己申告により調査している」は 1 件であった。

その他の回答としては、「貯塵ピットから抽出して組成調査を実施している」「焼却施設ピット内から定期的に数回拾い上げて調査」や、「排出時の聞き取り調査」、「ごみ質分析（環整第 95 号）」などが挙げられた。

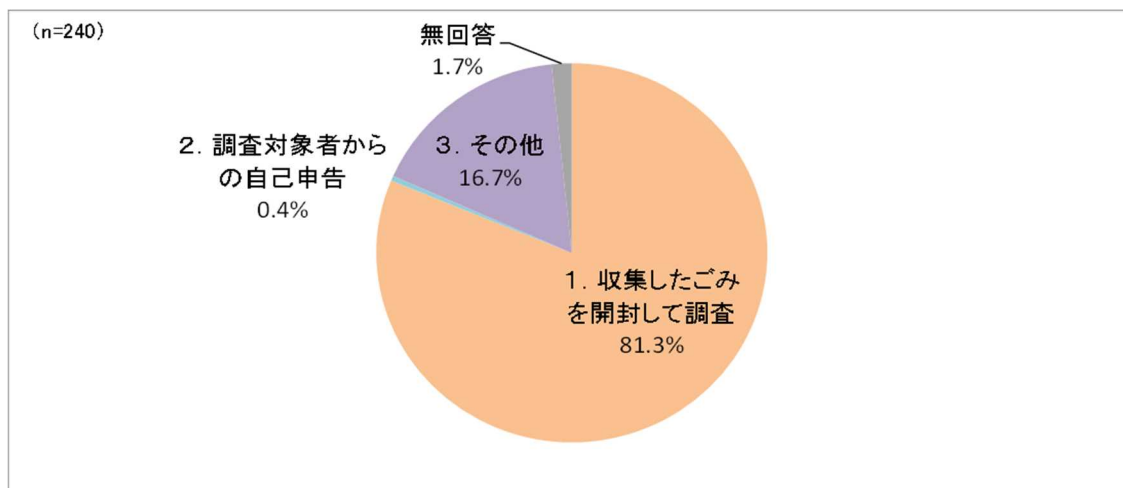


図 8 組成調査の調査方法

表 9 組成調査の調査方法

|                  | 件数  | 割合     |
|------------------|-----|--------|
| 1. 収集したごみを開封して調査 | 195 | 81.3%  |
| 2. 調査対象者からの自己申告  | 1   | 0.4%   |
| 3. その他           | 40  | 16.7%  |
| 無回答              | 4   | 1.7%   |
| 合計               | 240 | 100.0% |

##### 5) 家庭から排出された食品ロス量の調査の実施の有無

家庭から排出された食品ロス量の調査の実施有無については、「食品ロス量を把握するための調査を実施している」が 63 件（3.9%）であり、昨年度調査時の 49 件よりも増加したが、食品廃棄物の量を把握又は推計している市区町村が 360 あることに照らすと、依然として食品ロスについては実態把握が進んでいない状況であった。

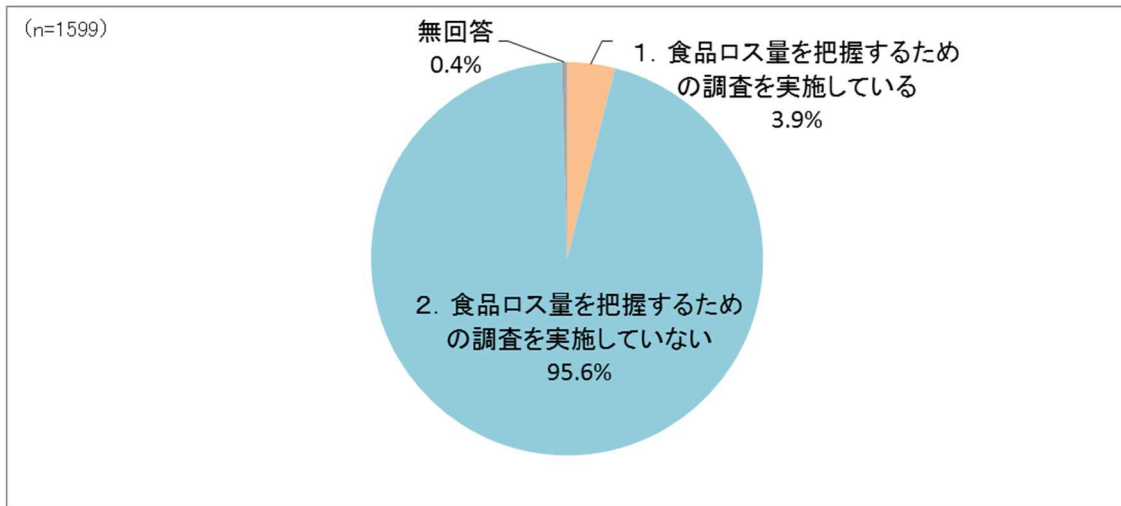


図 7 家庭から排出された食品ロス量の調査の実施の有無

表 10 家庭から排出された食品ロス量の調査の実施の有無

|                            | 件数    | 割合     |
|----------------------------|-------|--------|
| 1. 食品ロス量を把握するための調査を実施している  | 63    | 3.9%   |
| 2. 食品ロス量を把握するための調査を実施していない | 1,529 | 95.6%  |
| 無回答                        | 7     | 0.4%   |
| 合計                         | 1,599 | 100.0% |

#### 6) 家庭から排出された食品ロス量の調査の実施方法及び調査項目

家庭から排出された食品ロス量調査の実施方法をお伺いしたところ、「収集したごみを開封して調査している」が 59 件（93.7%）と最も多く、9 割以上を占めていた。「調査対象者からの自己申告により調査している」と回答した市区町村は少なく、2 件であった。

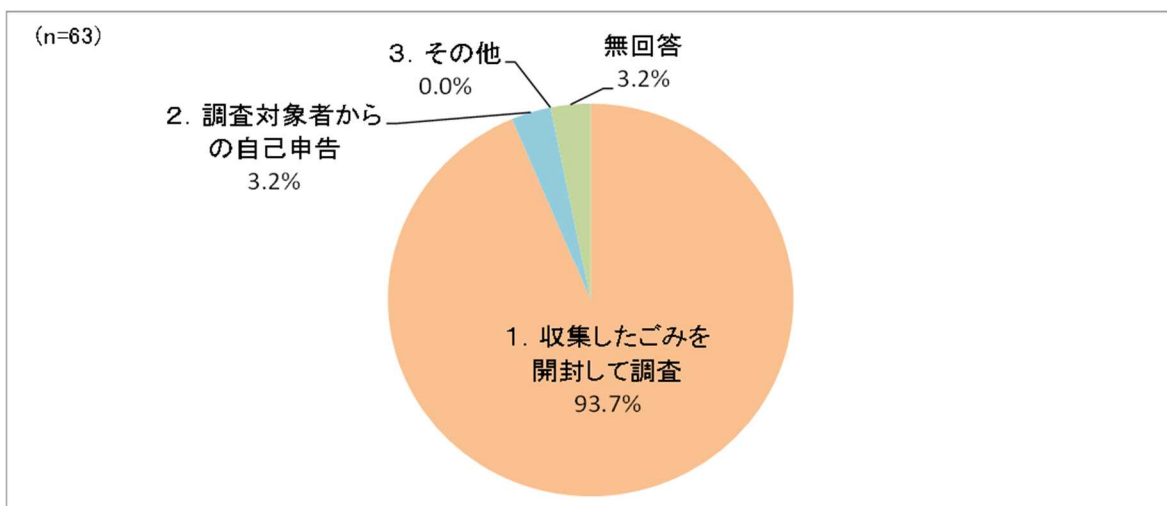


図 1 食品ロス量の調査の実施方法

表 11 食品ロス量の調査の実施方法

|                  | 件数 | 割合     |
|------------------|----|--------|
| 1. 収集したごみを開封して調査 | 59 | 93.7%  |
| 2. 調査対象者からの自己申告  | 2  | 3.2%   |
| 3. その他           | 0  | 0.0%   |
| 無回答              | 2  | 3.2%   |
| 合計               | 63 | 100.0% |

調査項目としては、「直接廃棄」を調査対象としている市区町村が 60 件（95.2%）と最も多くなっている。一方で、「食べ残し」を調査対象としているのは 21 件（14.3%）と少なく、さらに「過剰除去」を調査対象としているのは 9 件（14.3%）とわずかであった。

その理由としては、手を付けなかった「食べ残し」を「食べ残し」とするのか、それとも「直接廃棄」とするのか、どのように「過剰」を判断して「過剰除去」に分類するのか等、各分類の定義があいまいであり、これらの判断基準を自治体や調査実施事業者が決めることが困難であることが一因であると推察される。組成調査を実施する際には、市区町村と事業者が事前に協議を行い、どのように定義するかを検討している場合や、事業者において過去の経験をもとに分類マニュアルを作成している場合もある。しかしながら、多くは組成調査実施者が見た目等で感覚的に判断しており、現場での手探り状況で調査を行っているのが実情である。

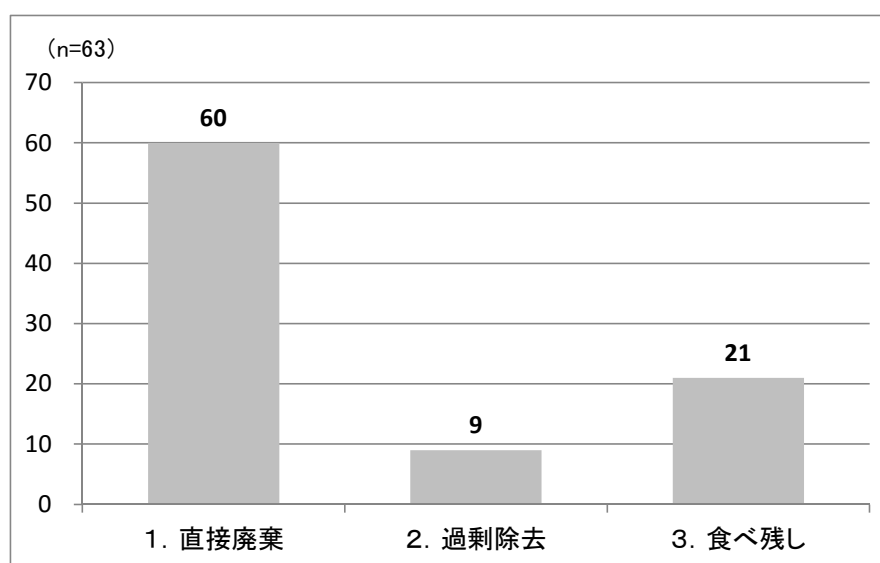


図 2 食品ロス量の調査項目

表 12 食品ロス量の調査項目

|         | 件数 | 割合     |
|---------|----|--------|
| 1. 直接廃棄 | 60 | 95.2%  |
| 2. 過剰除去 | 9  | 14.3%  |
| 3. 食べ残し | 21 | 33.3%  |
| 無回答     | 0  | 0.0%   |
| 合計      | 63 | 100.0% |

## 7) 家庭から排出された食品ロス量の推計の実施の有無

家庭から排出された食品ロス量の推計の実施有無についてお伺いしたところ、「食品ロス量の推計を実施している」が 72 件（4.5%）であった。

5) で「食品ロス量の調査を実施している」と回答したのは 63 件であったが、このうち「推計は実施していない」とした市区町村が 13 件あったため、これらの市区町村では食品ロスの調査をもとに推計することが可能であり、13 件の市区町村にも推計の実施を促すことにより、推計を実施している市区町村は 76 件に拡大することが可能となる。

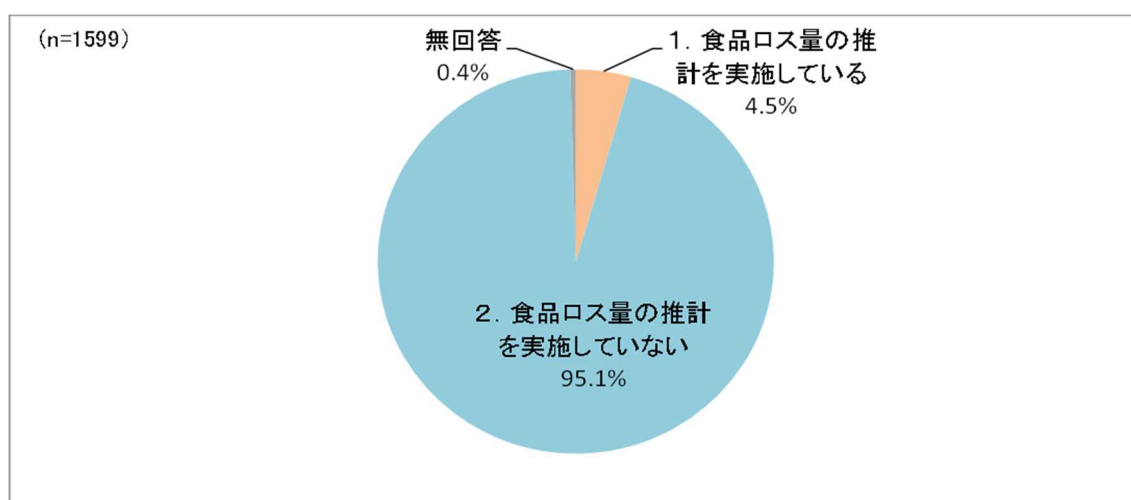


図 12 家庭から排出された食品ロス量の推計の実施の有無

表 13 家庭から排出された食品ロス量の推計の実施の有無

|                     | 件数    | 割合     |
|---------------------|-------|--------|
| 1. 食品ロス量の推計を実施している  | 72    | 4.5%   |
| 2. 食品ロス量の推計を実施していない | 1,520 | 95.1%  |
| 無回答                 | 7     | 0.4%   |
| 合計                  | 1,599 | 100.0% |

8) 家庭から排出された食品ロスの量とその計算方法

7)で食品ロス量の推計を実施していると回答した市区町村に対して、食品ロス量と計算方法についてお伺いしたところ、72 の市区町村が食品ロス量を記載した。このうち内訳の記載があったのは、直接廃棄 60 件、過剰除去 5 件、食べ残し 20 件であった。

表 1 家庭から排出された食品ロス量の記載があった市区町村数

|        |      | 回答数 |
|--------|------|-----|
| 食品ロス量※ |      | 72  |
|        | 直接廃棄 | 60  |
|        | 過剰除去 | 5   |
|        | 食べ残し | 20  |

上記の食品ロス量の推計方法は、「食品廃棄物の排出量を把握するために実施している組成調査の結果から推計している」が 49 件（68.1%）と最も多く、「その他」と回答した市区町村が 20 件（27.8%）であった。その他の回答としては、「農林水産省「平成 21 年度食品ロス統計調査（世帯調査）」世帯一人 1 日当たり 41g/人・日を換算」や「平成 26 年度一般廃棄物処理実態等調査組成結果における厨芥類の割合から推計」などの統計調査の結果から推計を行ったと回答する市区町村が多かった。

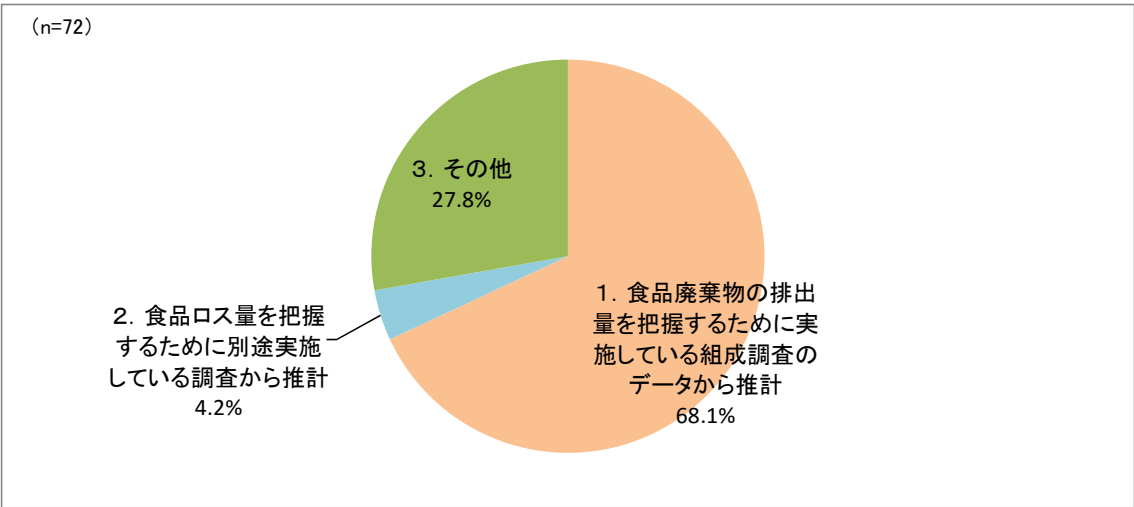


図 3 家庭から排出された食品ロス量の推計方法

表 15 家庭から排出された食品ロス量の推計方法

|                                        | 件数 | 割合     |
|----------------------------------------|----|--------|
| 1. 食品廃棄物の排出量を把握するために実施している組成調査のデータから推計 | 49 | 68.1%  |
| 2. 食品ロス量を把握するために別途実施している調査から推計         | 3  | 4.2%   |
| 3. その他                                 | 20 | 27.8%  |
| 合計                                     | 72 | 100.0% |

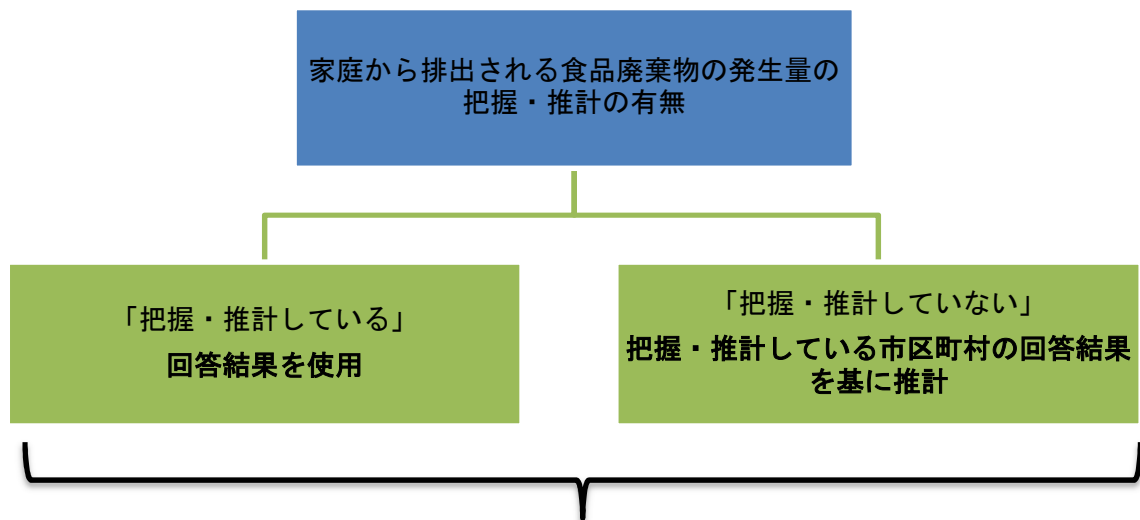


### 3 全国推計

アンケート調査結果等を基に、家庭から排出される全国の食品廃棄物と食品ロス量について推計を行った。推計結果を以下に示す。

#### 3.1 家庭から排出される食品廃棄物の発生量の全国推計

食品廃棄物の発生量の全国推計は、アンケート調査にて家庭から排出される食品廃棄物の発生量を「把握・推計している」と回答した市区町村は、回答結果を使用し、把握・推計していないと回答した市区町村は、把握・推計していると回答した市区町村の回答結果を基に、各市区町村における家庭から排出される食品廃棄物の発生量を推計した。それらを合算した値を、全国の家庭から排出される食品廃棄物の発生量とした。



合計＝全国の家庭から排出される食品廃棄物の発生量

家庭から排出される食品廃棄物の発生量を把握・推計していない市区町村の推計は、人口の増減に影響されず、かつ市区町村における取組の効果を反映できるよう、まずは把握・推計している市区町村のうち、組成調査を用いて算出しているデータを抽出し、可燃ごみ（もしくは混合ごみ）に対する食品廃棄物の発生量の割合を算出した。その後、食品廃棄物の発生量を把握・推計していない市区町村の可燃ごみ（もしくは混合ごみ）の発生量に対し、前述の割合を乗算することで、全国の食品廃棄物の発生量を推計した。以下に推計方法を示す。

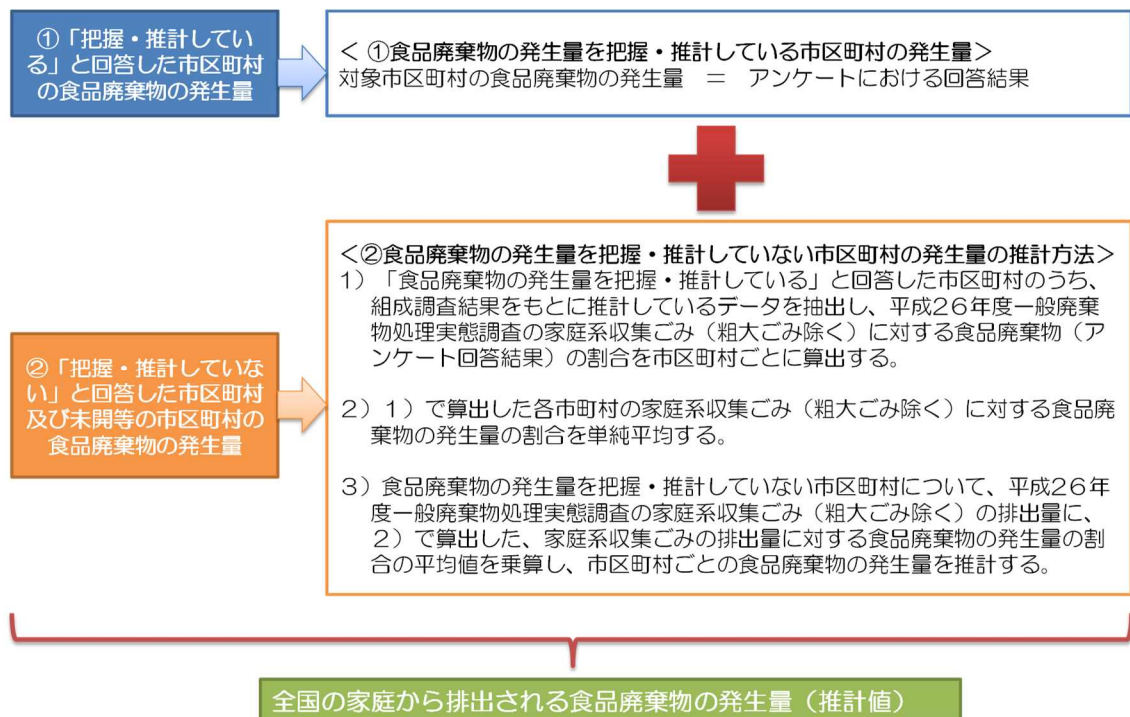


図 4 家庭から排出される食品廃棄物の推計方法

各市区町村の回答結果を精査した所、一部地域のみ収集量や試行事業の実績値を市区町村全体の食品廃棄物の排出量として回答しているケースや、家庭系ごみと事業系ごみを分けずに、まとめて実施した組成調査を基に推計を行っているケースがみられた。この場合、実際の食品廃棄物の発生量を過小評価している可能性が高い。また、全域で食品廃棄物を分別収集している場合でも、実際の収集量を回答しており、異物混入率や協力率を加味していないケースがあった。この他、他の自治体の組成結果等を用いて算出しているケースもあった。このため、各市区町村の回答結果を7区分に分類し、1～3に該当する市区町村については回答結果を使用し、それ以外の市区町村については、回答値ではなく推計結果を用いることとした。

表 16 各市区町村の回答結果の区分

| 推計区分     |                                       | 市区町村数 |       |       |
|----------|---------------------------------------|-------|-------|-------|
| ①回答結果を使用 | 1：食品廃棄物を全域で分別収集                       | 74    | 249   | 1,741 |
|          | 2：組成調査（家庭のみ）から推計                      | 152   |       |       |
|          | 3：一部地域の収集量から拡大推計/一部地域の収集量と組成調査の結果から推計 | 23    |       |       |
| ②推計結果を使用 | 4：一部地域の収集量のみを記載                       | 14    | 1,492 |       |
|          | 5：組成調査（家庭系と事業系の区別なし）から推計              | 84    |       |       |
|          | 6：その他（他の自治体の組成結果等から推計/数値が過大すぎる）       | 9     |       |       |
|          | 7：回答なし（調査票未回収分を含む）                    | 1,385 |       |       |

次に、家庭系収集ごみ（粗大ごみ除く）に対する食品廃棄物の発生量の割合の平均値を算出した。平均値の算出にあたっては、上記で回答結果を使用するとした市区町村のうち、家庭系のみの組成調査をもとに推計を行った市区町村のデータ対象とし、各市区町村における平成 26 年度一般廃棄物実態調査の家庭系収集ごみ（粗大ごみ除く）に対する食品廃棄物の発生量の割合を算出し、単純平均した。結果を以下に示す。

表 17 家庭系収集ごみに対する食品廃棄物の発生量の割合（平均値）

|                                       |       |
|---------------------------------------|-------|
| 組成調査（家庭のみ）から推計していた市区町村数               | 152   |
| 家庭系収集ごみ（粗大ごみ除く）に対する食品廃棄物の発生量の割合の単純平均値 | 30.8% |

最後に、上記で算出した家庭系収集ごみ（粗大ごみ除く）に対する食品廃棄物の発生量の割合の単純平均値（30.8%）と平成 26 年度一般廃棄物実態調査の結果を基に、4～7 に該当する市区町村の、家庭から排出される食品廃棄物の発生量を推計した。

その結果、①食品廃棄物の発生量を把握・推計している市区町村における食品廃棄物の発生量が「3,296 千 t」（249 市区町村）、②食品廃棄物の発生量を把握・推計していない市区町村における食品廃棄物の発生量が「4,928 千 t」（1,492 市区町村）であり、全国の家庭から排出される食品廃棄物の発生量は「8,224 千 t」と推計された。昨年度の推計結果は 8,700 千 t であり、476 千 t の減少となった。

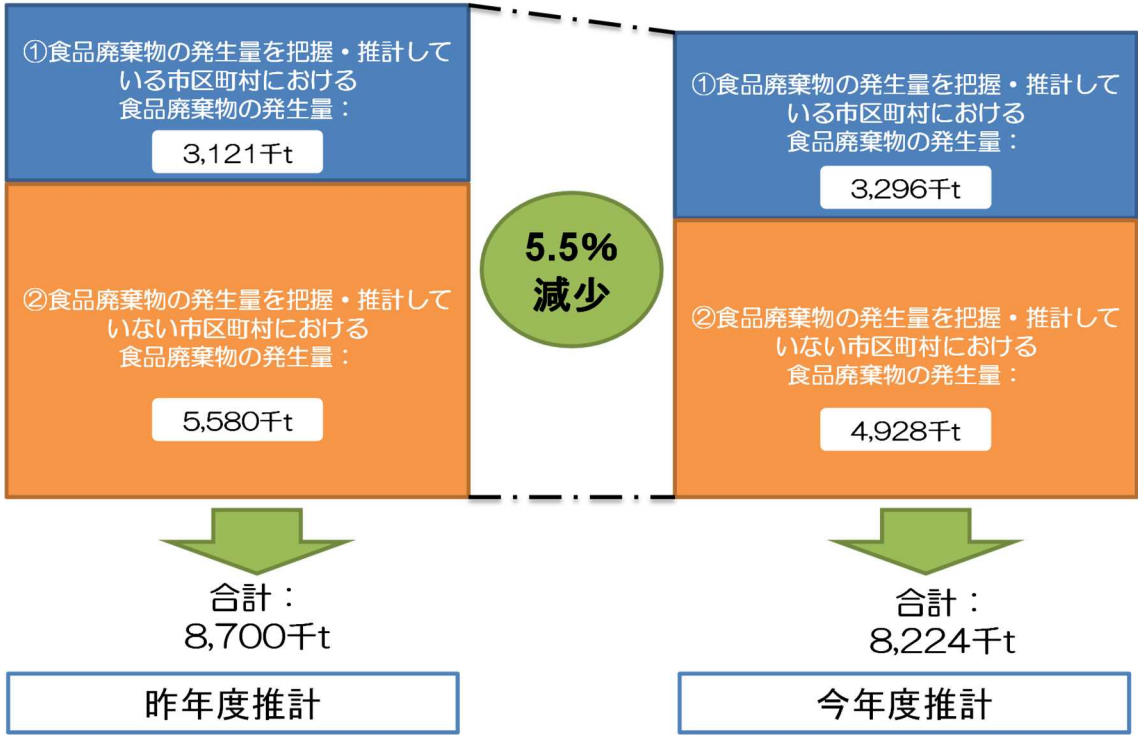


図 15 家庭から排出される食品廃棄物の推計結果と昨年度との比較

### 3.2 家庭から排出される食品ロス量の全国推計

食品ロス量の推計については、アンケート調査で回答のあった食品ロス量と 0 で推計した各市区町村における家庭から排出される食品廃棄物の発生量を基に、全国の家庭から排出される食品ロス量について推計を行った。

推計方法を以下に示す。

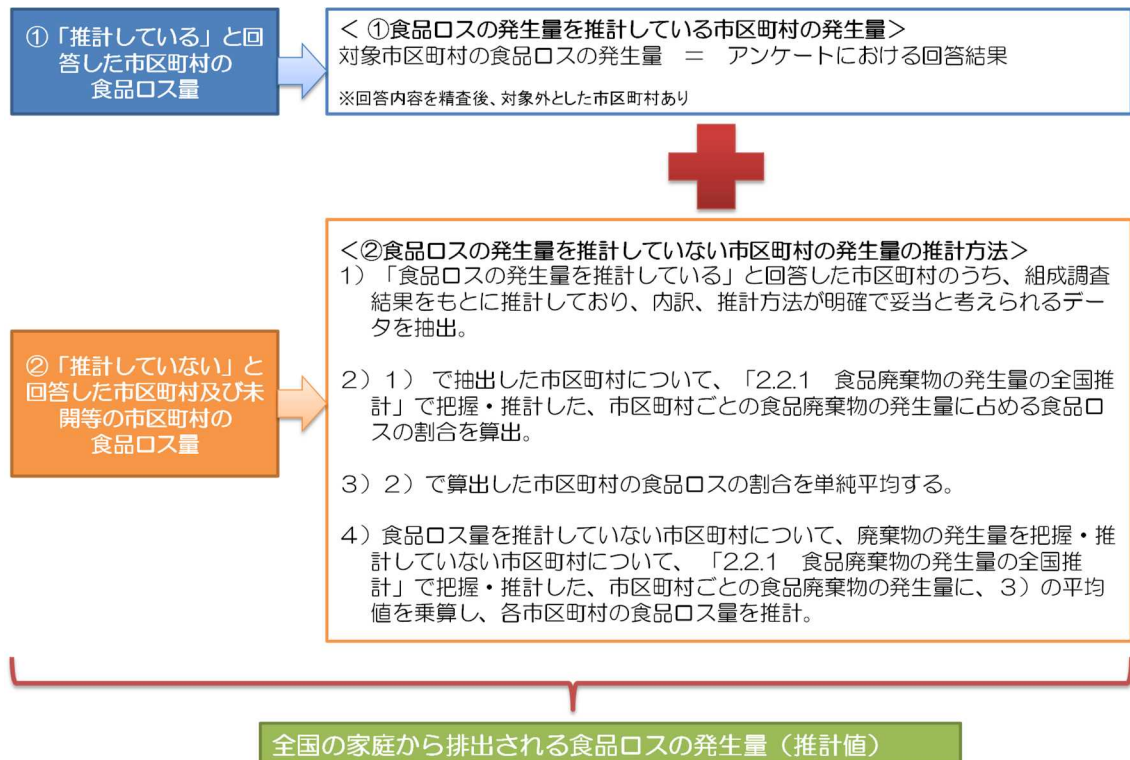


図 5 家庭から排出される食品ロス量の推計方法

各市区町村の回答結果を精査した所、食品ロス量の内訳（直接廃棄<sup>3</sup>、過剰除去<sup>4</sup>、食べ残し<sup>5</sup>）のうち、一部の食品ロス量のみ推計していたり、内訳が不明な市区町村が多かったため、本推計では食品ロス量の内訳ごとに各市区町村の食品ロス量を推計することとした。また、食品ロス統計や他の自治体の割合等を用いて推計している場合もあるため、これらの数値を除外して、食品ロス量の内訳ごとに平均値を算出した。精査後の拡大推計に用いた回答市区町村数と食品廃棄物に対する食品ロスの割合（平均値）は、以下のとおりである。なお、食品ロス量の回答があった市区町村のうち、食品ロス量以外の調理残さ等も含めて回答があった市区町村については、対象外とした。また、平均値から 2σ 以上離れた値を外れ値として、これも対象外とした。

<sup>3</sup> 賞味期限切れ等により料理の食材又はそのまま食べられる食品として使用・提供されずにそのまま廃棄したもの

<sup>4</sup> 調理時にだいこんの皮の厚むきなど、不可食部分を除去する際に過剰に除去した可食部分

<sup>5</sup> 料理の食材として使用又はそのまま食べられるものとして提供された食品のうち、食べ残して廃棄したもの

表 18 食品廃棄物に対する食品ロス量の割合

|      | 回答市区町村数<br>(精査後) | 食品廃棄物に対する食品ロス量の割合 (単純平均) |
|------|------------------|--------------------------|
| 直接廃棄 | 52               | 10.4%                    |
| 過剰除去 | 2                | 11.1%                    |
| 食べ残し | 14               | 12.4%                    |
| 合計   |                  | 34.0%                    |

上記で算出した食品ロス量の内訳ごとの食品廃棄物に対する食品ロス量の割合の単純平均値（直接廃棄：10.4%、過剰除去：11.1%、食べ残し：12.4%）と、2.2.2で推計した家庭から排出される食品廃棄物の発生量を用いて、食品ロス量を推計していない市区町村の食品ロス量を個別に推計した。

その結果、全国の家から発生する食品ロス量のうち、直接廃棄が「865 千 t」、過剰除去が「912 千 t」、食べ残しが「1,047 千 t」で、食品ロス量合計は 2,824 千 t と推計された。

昨年度の食品ロス量合計は 3,024 千 t（直接廃棄：1,046 千 t、過剰除去：932 千 t、食べ残し 1,046 千 t）であったため、200 千 t の減少となった。

仮に、食品ロスの割合が昨年度と同様で、直接廃棄 12.1%、過剰除去 10.7%、食べ残し 11.8%（合計 34.6%）だった場合、本年度の食品ロス量は 285 万 t 程度になることから、食品廃棄物量の減少が食品ロス量の減少に一定程度影響を与えたと考えられる。しかしながら、食品廃棄物に占める食品ロス量の割合も昨年度から 0.6%減少しており、食品廃棄物が減少したことを考慮すると、食品ロス削減の取り組みの効果も一定程度あったと考えられる。

表 19 食品ロス量の推計結果

|                  |                | ①食品ロス量を推計している市区町村 | ②食品ロス量を推計していない市区町村 | 食品ロス量合計<br>(千 t /年) |
|------------------|----------------|-------------------|--------------------|---------------------|
| 直接廃棄             | 市区町村数          | 52                | 1,689              | —                   |
|                  | 食品ロス量 (千 t /年) | 184               | 681                | 865                 |
| 過剰除去             | 市区町村数          | 2                 | 1,739              | —                   |
|                  | 食品ロス量 (千 t /年) | 4                 | 908                | 912                 |
| 食べ残し             | 市区町村数          | 14                | 1,727              | —                   |
|                  | 食品ロス量 (千 t /年) | 119               | 928                | 1,047               |
| 食品ロス量合計 (千 t /年) |                | 306               | 2,518              | 2,824               |

※ 上記市区町村数は、「食品ロス量を把握・推計している」と回答した市区町村のうち、拡大推計に用いた回答市区町村数。



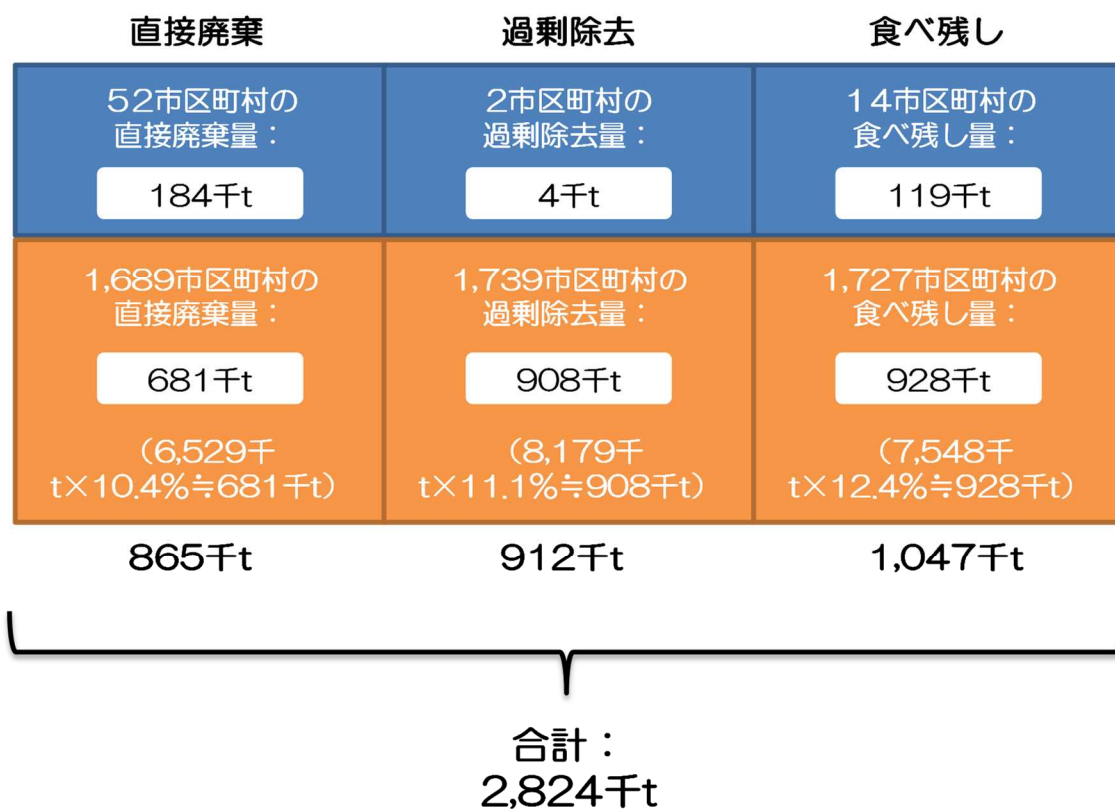


図 17 家庭から排出される食品ロス量の推計結果

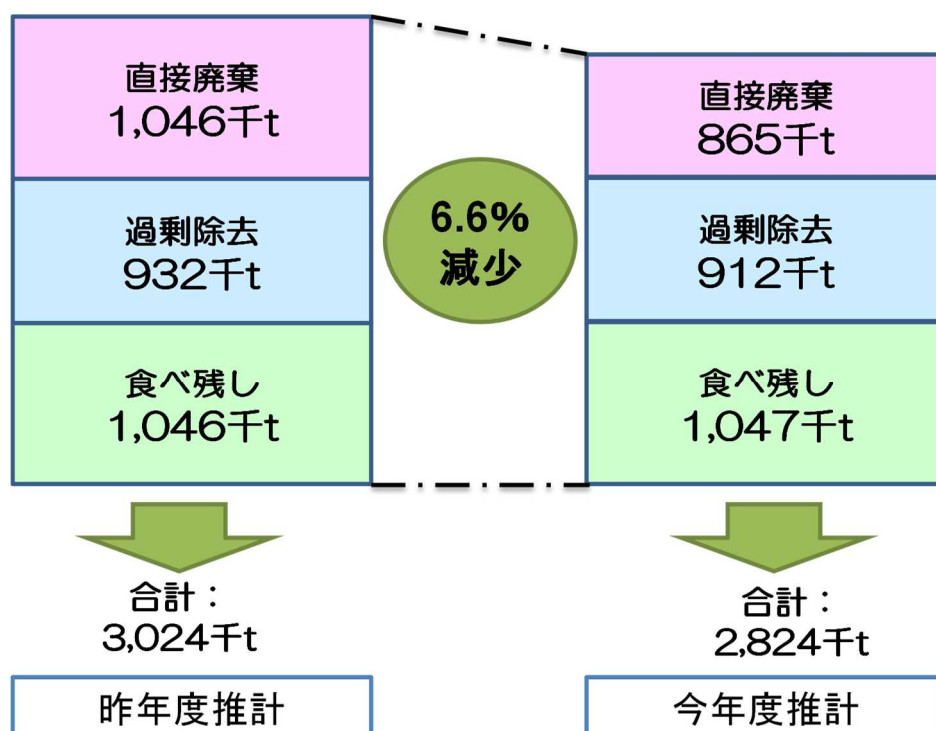


図 6 家庭から排出される食品ロス量の昨年度との比較